

委員から提出された追加意見

北 野 委 員

北 村 委 員

篠 原 委 員

関 澤 委 員

高 野 委 員

中 杉 委 員

平成 19 年 4 月 23 日

明治大学 理工学部 北野大

化学物質管理促進法の見直しの議論の進め方について提案

個別の議論（届け出データの内容等）をする前に、まず下記の点について、委員の間で確認することが大切です。

- 1) この法律は事業者の自主的な努力により化学物質の環境リスクを低減させるものであること。事業者が技術的、経済的に最も合理的である手段を選択し、その結果（削減手段ではなく排出量等の結果）を公開することで住民等による監視で、さらに改善を促進させる法律であること。
排出削減はあくまでも事業者の自主努力によるものであること。
- 2) 上に述べた環境リスクとは化学物質の人や環境生物への慢性的影響が対象であること。事故等の急性的な影響はこの法律の対象でないこと。
- 3) データを要求する場合、そのデータをどのようにこの法律の趣旨に反映して用いるのかを考えておくこと。いたずらにデータを要求することは事業者にとっても負担になる。
- 4) この法律の運営に当たっては国と地方自治体で、期待される役割が異なること。従って必要とするデータもおのずから異なってくる。地方自治体は事業者に近い位置にあり、立ち入りや指導も可能であるが、国にそこまで要求すべきではない。
- 5) 現在実施中の制度の更なる充実を図ること。

ある一流企業でリスキミを行なったとき、対象とする化学物質が排出されて水系に行くのにMSDSには水生生物への毒性データが全く記載されておらず、納入者に要求もしていない。MSDSの設置場所も、本当にそのデータ必要なところには置いておらず、あくまでも形式的な取り組みであった。

MSDS記載事項の充実のための支援、排出量推計方法をさらに精度を挙げ、届出データの信頼性を高めること、なども必要である。

第三回化管法見直し合同会議に関する意見

化成品工業協会 技術委員長

(大日本インキ化学工業株式会社 レスポンシブル・ケア部長)

北村 卓

1. 対象事業者の見直しについて

(意見) 対象業種の見直し(拡大)は、現時点では時期尚早と考える。

(理由) 現在届出の義務が課せられず、推定量のみが報告されている対象業種のうち、建設業、耕種農業の推定排出量が多いことから、対象業種に含むことが提起された。法の目的及び公平性の点から、非対象業種を漸次縮小することは理解できるが、「化学物質」の排出量の報告をこれらの業種に求めることは、以下の理由から實際上難しい点が多いように思われる。

- これらの業種でよく行われている現場施工では、排出源の特定が難しい。届出の自治体をどこにすべきかを別途合理的に定めることが必要である。
- 建設業のように、受注した企業でなく実際の施工は下請け、孫請けが行っているケースでは、報告主体がだれになるのか決めなくてはならない。下請け、孫請け企業が報告主体となるのであれば、元請企業からの情報伝達が必要であるが、化学物質の含有量のような情報が正しく伝えられるとは思われない。元請け企業からの報告とするのであれば、施工実態を正しく把握することが必要であるが、それが可能だろうか。建設業とりわけ下請け、孫請け業者に化学物質の数量を把握作業ができるかどうか疑問である。
- 「化学物質」になじみの薄い業種では、自らが使用する「化学製品」から排出される「化学物質」を特定し計算することが可能だろうか。化学物質を使用しているとはいっても、それぞれの事業者が購入し使用するのは塗料・接着剤などの配合物からなる化学製品(調剤=Preparation)であり、ここから対象「化学物質」を抽出したデータを取得することは、化学物質に対してなじみの薄い業種の人々にはきわめて難しい作業と思われる。購入「化学製品(調剤=Preparation)」から「化学物質」を抽出し集計する作業は、化学物質になじみのある「化学業界」にとっても決してやさしい作業ではない。
- 建設業・耕種農業で「化学物質」が使用される態様が正確にはわからないので、集計方法のガイドラインの作成ができない。これらの業種を対象業種とするのであれば、実務者を中心として適切なガイドラインの作成が不可欠である。
- いずれの場合も、ワーカビリティの点から疑問点が多く、対象業種に加えるのであれば、これらの業種の主務官庁である国土交通省や農林水産省と技術的な検討が必要である。

2.対象物質について

(意見) 対象物質選定のためのハザード要件を急性毒性物質に拡大することには反対。

(理由) 会議席上で北野委員が指摘されたように、化管法の目的と外れている。社会的な関心の変化に対応して、対象物質の範疇が変化することはありうるが、その場合にはすでに法規制の対象となっているケースについては、企業の負担を軽減する意味から、重複した規制は避けるべきである。

急性毒性物質は、毒劇法で製造・使用・保管・輸送その他の行為に規制がある。事故災害等の非常時に、周辺住民等への影響があるという懸念から、住民の「知る権利」で情報の提供を企業に求めているが、このような情報は周辺の限られた住民にのみ関連する情報であり、国に報告すべき情報とは思われない。また急性毒性物質の漏洩等があれば、まず被害を受けるのはその事業所に働く従業員である。そのため、企業は厚生労働省の指導によって事業所毎に「危害防止規定」を策定し管理している。「危害防止規定」中には事故時緊急時の措置が含まれており、業登録を行った事業者は所轄の保健所にそれを提出し承認を受けている。この規定にしたがって対応すれば、想定可能な範囲内で発生する緊急事態・非常事態に対して、周辺住民はもとより事業場に働く従業員の保健衛生上の危害を未然に防止できるものと思われる。急性毒性物質に対する配慮はすでに毒劇法の中で十分にされており、あえて化管法で急性毒性物質を対象物質とすることは毒劇法との二重規制となる。必要であれば毒劇法の中で最良の解決策を見出すことが適当である。

急性毒性物質等により、事故災害時に工場の周辺地域に懸念される危険有害性については、「リスクコミュニケーション」の中で、理解と合意が得られるよう誠実に対応することが産業界に求められているものと理解している。

3. 取扱数量について

3-1 取扱数量が購入量に近くなる場合の問題点

(意見) 取扱数量の報告は、法(あるいは改正)の目的を明確にして、その効果が十分に期待できるかどうかの議論が必要である。

(理由) 現在の化管法の中でも取扱数量の定義が示されているとされているが、実務的には必ずしも明確になっているとは思われない。単純に考えれば、{購入量+製造量}が取扱量にあたるものと思われるが、篠原委員の発言にもあったように、そのようにして求められた数値が、環境にかかわる数値としてどのような意味があるのかはなはだ不明確である。原材料の購入量は事業所の生産量を推し量ることを可能にするデータであるので、企業秘密の一部であり企業は公表を望まない。法の目的から、「そのデータが必要である、欠くべからざるもの」であることの合理的な説明が必要である。

事故災害時を想定しての「住民の知る権利」が情報開示の論拠になっているが、そうであるならば上記のように求められる「取扱量」は、その問いに応える情報ではない。むしろ貯蔵量とされるべきである。しかし、実貯蔵量は常に変動しているものであり年間統計

量として報告することの統計的な意味はない。消防法では、危険物を取り扱う企業は、所管の消防署との間で保管数量(貯蔵許容量)の最大値として指定数量の倍数を取り決めている。消防署が専門的知識等をもとに、事業所の防火計画やその他の周辺状況を勘案した結果、許容できると判断した数値がこの値であり、消防以上に防火対策に専門的知識を持たない第三者がこの数値の妥当性を判断できるとは思われない。

消防法以外の危険有害性物質としては、毒劇法対象物質は数量管理を行っているので在庫量の把握ができるが、この数値も常に変動しているものであり統計的な意味を見出すことはできない。消防法と毒劇法のいずれの法律でも管理されていない物質として、どのような化学物質が「取扱数量」の報告対象となるべきなのか、具体的な事例を挙げて有効性の議論が必要である。

いずれにせよ統計的に有意の情報を導き出すことが期待されないデータの取得と報告は、企業に求められるべきではないと考える。「知る権利」を行使するのであれば「何のために」を明確にすべきである。単に、不安があるからとか「権利がある」から、という理由だけで、企業に不急の手間をかけることは容赦いただきたい。

消防法に関していえば、事業場ごとの指定数量の倍数が知りたければ、所管の消防署に問い合わせることで十分であろう。

データ報告の目的が明確であり要求情報が目的を達成するために有効と思量される場合には、企業はその質問に応えることは当然のことである。

3-2 取扱数量が生産量に近くなる場合の問題点

1. 独占禁止法上の問題

独占禁止法のもとで、各社が非公開の生産量実績データを持ち寄ることは、多くの場合独占禁止法上避けなければならないこと考えられている。欧州の REACH 規制におけるコンソーシアムでの費用負担の配分や日本の JAPAN チャレンジの試験費用負担等に関しても、独占禁止法の問題があるために、生産量データの持ち寄りには避けるべきこととされている。このように生産量データの取扱いは難しい面が多く、化管法の改正に際してこの問題を安易に考えることはできない。

2. 生産コストの試算が容易になる問題

事業場のプラント生産能力は、公表されるケースがあります。一方で生産量データが公開されると、プラントの稼働率が一目瞭然となり、プラント稼働率を前提とした各社の価格戦略が簡単にわかってしまうだけでなく、製品の原価構成もあからさまになる。このことは、単に国内の自由競争を阻害するだけでなく、たとえば中国が最近頻繁に仕掛けているアンチダンピング提訴等に対しても、わが国企業は不利な立場に置かれることが懸念される。取扱量の報告が、そのように国内企業の国際競争力の低下をもたらしてもすべき重要なポイントであるとは思われない。

3. 製造者と輸入者の違い(情報格差)

化学製品の輸入業者で自らは取り扱いを行わず、伝票上の輸入業務を行っている業者は、当然のことながら排出・移動量の発生はない。当然取扱量(輸入量)の報告の必要もない。国内事業所から生産量のデータが公表される一方で輸入データが公開されないということは、国内製造業者にとって著しい不利益を蒙ることになる。

以上のように、取扱量が近似的に生産量となる場合にもいくつかの問題点があり、特に国内企業のみに一方的にかかる不利益が大きいことが予想されるので、取扱量を化管法の報告事項に含めることに反対である。

以上

第3回化管法合同見直し会合における追加意見

2007年4月23日

(社)日本化学工業協会

篠原 善之

1. 届出事項について

取扱量を届出事項として追加することは、以下の理由で反対である。

- ① 届出をすべきと言う意見もあるが、その目的や成果が不明確である。
- ② 化学物質の自主管理は、リスクの低減の観点から取組むことが重要と考えられ、現行の届出事項である排出量を基にリスクの有無で評価すべきである。
- ③ 排出量と排出原単位を併用して評価したら良いのではとの意見があったが、プレゼンの自主管理の在り方で申し上げた通り、化学業界としては、排出原単位のような一律評価で自主管理を行うことは無理であり、使用していない。仮に併用した場合、評価基準がダブルスタンダードのようなことになり、事業者としては、管理上大きな弊害を生じることになり問題である。
- ④ また、データ等のチェックのために届出すべきとの意見もあったが、事業者、行政等により、前年度データとの比較を行うなどの確認をしているので、届出排出量の正確性は十分確保されていると考える。
- ⑤ 化学産業界としては、取扱量のような情報は、企業の営業秘密に関するものでもあり、仮にこれを公表した場合、健全な事業活動及び事業競争の大きな妨げになることも懸念され、その意味で保護されるべきものであると考える。

各社は多種多様に亘るプロセスの特徴に応じて様々な手法により総合的自主管理を進めていることから、自主管理の評価の在り方については、一律の指標やデータで評価するのではなく、取組全体で評価すべきである。また、各社が創意工夫を発現しやすいような仕組みの検討が必要である。

2. 対象物質の選定について

対象物質の選定については、GHSに定められた分類に配慮することは妥当であるが、GHSの導入は、国際的にも緒についたばかりである。

よって、本件に関しては、GHSが、本来、国際調和を目指した制度であることを勘案すれば、拙速にわが国だけが先行するのではなく、各国の分類状況に留意しつつ、「将来的な分類結果の調和」を基本として、選定すべきであると考えます。

以上

中環審/産構審 化管法見直し合同会合（第3回）を受けての追加意見

化管法見直し合同会合
委員 関澤 秀哲

1) 資料7 PRTR届出事項について

○取扱量や貯蔵量の追加

『取扱量を届出の責務とすることで事業者が物質収支をとることを促し、原単位と排出量の値を公表することで社会がその確からしさを監視できる』との意見について

- ・ 排出量の算出は、物質収支による方法だけではなく、排出口での実測などの方法もある。全ての事業者に物質収支を正確に把握させる理由で取扱量の届出を義務付けるのは排出量を把握する上で、必ずしも必要なことではない。

また、排出量は、自主管理の状況を把握する上で最も重要なデータであるとともに、リスク評価を実施する上でも必須のデータである。一方、自主管理には様々な方法があり、排出量に加え、原単位の情報を得ても、一律に自主管理の状況を評価することはできない。

以上のことから、取扱量の届出は必要ないと考える。

2) 資料9 対象物質について

- ・ 届出や排出がない物質の削除ではなく、もともと暴露検出状況や生産・輸入量で対象物質を選定したのであるから、この基準に照らして判断すべき。
- ・ 基準を適用させる物質の情報は最新のものを追加して評価すべきであり、追加や削除は、定期的かつ継続的に検討を行う必要があると考える。

3) 資料10 PRTR対象事業者の要件について

(1) 対象業種

対象業種を見直す必要はないと考える。従業員21人以上の農業事業者の排出・移動状況を確認してから、議論すべき。建設業は排出地点が特定できないので、移動体同様に従来どおり推計でよい。

(2) 対象事業者の要件

- ・データの連続性から、見直す時期ではない。管理する視点からは、同一のルールでの運用が重要で、変更点があればその影響を考慮する必要がある。
- ・前回のデータ推移では取扱量の要件が5トンから1トンに引き下げられて、2割近く対象事業所が増加したが、排出量が増加していない。また、人数の要件を拡大すると対象事業者数が相当増え、行政コストの視点、およびデータ公表数の諸外国のレベルから見ても適当でない。届出事業所以外の推計精度を向上させる工夫をすべき。

4) 化学物質排出把握管理促進法全般

届出情報の評価として、届出の全排出量は減少傾向にあり、これによる暴露状況は軽減されている。事業所の自主管理が総体として進んでいると考えられる。

5) その他

現行の枠組みの中での改善と今後の化学物質管理の適正化のための+ α の議論を分けるべきとの意見については、賛成である。現行の枠組みの中での改善を議論すべきと考える。

以 上

第3回化管法見直し合同会合に関する意見追加について

平成19年4月23日

(社) 日本自動車工業会

高野 明

当日、時間が無く、下記意見追加をします。

廃棄物の種類、処理方法、移動先については一部の県条例で処理状況報告が義務付けられており、廃棄物処理法でも平成19年度実績から廃棄物マニフェストの発行状況の報告が義務付けられている。また、平成18年4月には廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故等の課題に対応するため、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定されて、平成18年7月から施行されている。

これらの情報から、化管法第一種指定化学物質の一部については、移動先の情報が整備されつつあるといえる。

一方、現行の化管法では、産業廃棄物処理施設が設置されている事業所からの排出量及び移動量の把握は化管法第一種指定化学物質の一部に限られている。

したがって、先ずはこれらの一部の物質について、廃棄物のリスク評価をしていくことが肝要である。

廃棄物のリスク評価は大変困難であるが、必要であることは理解できる。しかし、自動車業界では、現場での対応に大変な負荷を強いることになるため、他の業界も含めて実情をよく把握し、廃棄物のリスク評価技術レベルに応じた、過度な負荷とならない配慮をお願いしたい

なお、極力既存の規制法の枠組みの中での対応と情報の活用を配慮いただきたい。

1. PRTR届出事項について

事業所外に移動した化学物質の行方を把握することは、化管法の目的から見ても、重要な課題であり、そのための何らかの方策を講ずる必要がある。そこで、廃棄物あるいは下水の排出先を届けさせることが一つの方策と考えられる。しかし、これは排出事業者の負担を増加させることになるので、この負担がどの程度の大きさになるかを見極める必要がある。廃棄物については廃棄物処理法の下でマニフェスト制度によって排出事業者は処理・処分を把握することが義務付けられており、それらの情報を整理すればよいことになる。廃棄物の種類などによって排出先がたびたび変わると、整理するのに一定の負担を生ずることになる。下水道の場合は、排出した下水道がどの処理場につながっているかをどの程度把握できているかが負担の大きさを左右することになる。

排出先を届け出ても廃棄物処理でも排水処理でも処理方法によって化学物質が除去されることになり、事業所外へ移動された化学物質の行方を把握するには、移動先である下水道及び廃棄物処理業からの排出量を届けさせることが最も望ましい。しかし、取扱量が把握できないため、PRTR対象物質の全てを対象に改めて排出量を把握する必要があり、下水道及び廃棄物処理業の事業者にとって大きな負担となることから、現状では法規制項目のみを届けることになっている。

下水道については、国交省がPRTR用のガイドラインを策定しており、その中で対象項目を拡大するのが一つの方法と考えられる。全国的には下水道からの排出割合が小さい化学物質でも、大部分の排出が少数の事業者で行われている場合、水域によっては下水処理場からの排出が大部分を占める場合もある。下水処理場の方で管轄する事業者からどのような化学物質が下水道へ移動されているかを把握し、下水処理での除去率を勘案するなどして、下水道で多くの排出が行われる可能性のある化学物質を対象物質に加えることができれば、水域への化学物質の排出をより適切に把握することができる。

一方、廃棄物処理業については、規模等から考えて届出対象物質を増やすことは難しいと思われる。しかし、約半分の化学物質が廃棄物として移動されていることを考えると、少なくともどのような形の廃棄物で排出されているかを把握することは必要と考えられる。廃棄物の種類が把握できれば、処理方法が推定され、廃棄物として移動された化学物質のうち、どの程度が環境中に排出されるか予測が可能となる。廃棄物の種類だけでなく、処理方法も合わせて記載する、あるいは処理方法を記載することがより適切かもしれない。これらの情報はマニフェスト制度の下で、排出事業者が把握しているべき情報であり、排出先の事業者名よりはいくつにもわたる可能性は低いと考えられる。

2. 対象物質について

対象物質の見直しを行うことは必要な事項であるが、対象物質数をむやみに増やすことは事業者には過大な負担を課すことになり、大幅な対象物質の増加は避ける必要がある。しかし、対象物質の選定基準の大幅な見直しも公平性の観点から問題が残る。GHS等の国際的な調和への配慮は必要であるが、基本的には当初のP R T R対象物質の選定基準に準拠して対象物質を選定するのが適当と考えられる。しかし、化学物質の生産・使用の動向や有害性に関する知見の充実によって、新たに対象物質に加えるべき候補物質も一定数、存在するものと思われる。このため、これまでの届出状況や環境調査結果を踏まえて、対象物質リストからの除外も考慮する必要がある。

環境への排出届出がない物質が対象となるが、その際に廃棄物としての移動や届出外の排出が問題となる。廃棄物としての移動はいずれは環境への排出につながる可能性がある。農薬などは届出対象事業者からの届出はないが、非対象業種である農業から大部分が排出されている。届出の対象物質から除外した場合でも、国による届出外からの推計を行い、環境排出実態を把握しておくことは必要と考える。

3. 対象事業者の要件について

対象事業者の要件の見直しにあたっては、事業者の負担と把握による効果を勘案するとともに、公平性についても配慮する必要がある。また、他の法制度での対応状況も考慮する必要がある。酸化エチレンは大気汚染防止法の優先取組物質に指定され、事業者の自主的な取組が求められているが、化管法にその役割が期待されており、酸化エチレンの主要な排出源である医療業を対象事業者に含めるのは妥当と思われる。高等教育機関の中でP R T Rの届出義務が発生するのは、付属病院を抱えるところが多く、公平性の観点からも医療業を対象に加えるのは妥当と思われる。

一方、建設業が屋外塗装において大量の化学物質を大気中に排出していることは届出外の推計によっても明らかであるが、この排出を届出させることになると、方々の現場で行われる化学物質の排出が届出事業者の所在地で行われた形となってしまう、化学物質の環境排出の地域的な分布を把握する上では大きな誤差を生ずることになる。一方、塗装に伴い排出されるVOCについては、大気汚染防止法の下で規制と自主取組を組み合わせた方法での排出削減が図られている。屋外塗装については規制の対象ではなく、自主取組の対象であるが、VOCの排出削減が図られれば、屋外塗装に伴う化学物質の環境排出は大きく削減されると期待させる。これらを勘案すると、建設業、少なくとも屋外塗装を対象に加えるのは適当でないと考えられる。